

令和 5 年 4 月 18 日

鹿児島県商工労働水産部水産振興課長

共同・区画・定置漁業権の免許をすべき者の判断基準について

このことについて別紙のとおり定めた。

共同・区画・定置漁業権の免許をすべき者の判断基準について

第1 目的

この判断基準は、令和5年度における共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権免許の一斉切替えにあたり、漁業法（以下「法」という。）第73条第2項第2号に掲げる場合において、免許をすべき者を決定するための審査基準をあらかじめ示すことを目的とする。

第2 共同漁業権における審査基準

共同漁業権の免許についての適格性を有する者は、法第72条第2項第2号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者は漁業協同組合又は漁業協同組合連合会として限定されることから、本県における審査基準を別途設けないこととする。

第3 区画漁業権における審査基準

区画漁業権における第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」については、次の基準により判断する。

（1）団体漁業権の場合

免許についての適格性を有する者は、法第72条第2項第1号又は第2号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者は漁業協同組合又は漁業協同組合連合会として限定されることから、本県における審査基準を別途設けないこととする。

（2）個別漁業権の場合

次の（ア）から（ウ）までに掲げるほか、地域の漁業者との調和的発展や、地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築など、地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業免許申請書に添付の事業計画書により審査し、免許をすべき者を決定する。

（ア）漁業生産の増大

- ・生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。
- ・環境に優しい餌料の活用等、漁場環境の保全及び環境負荷低減対策が講じられており、持続的な漁場の利用が可能であると見込めるか。

(イ) 漁業所得の向上

- ・生産物の衛生管理や付加価値向上等，具体的な取組が検討されており，実現が可能であると見込めるか。

(ウ) 就業機会の確保

- ・従事者の雇用計画において，地域における就業機会の向上に寄与していると見込めるか。

第4 定置漁業権における審査基準

定置漁業権における第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」については，次の(ア)から(ウ)までに掲げるほか，地域の漁業者との調和的発展や，地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており，実現が可能であると見込めるか等について，漁業免許申請書に添付の事業計画書により審査し，免許をすべき者を決定する。

(ア) 漁業生産の増大

- ・生産計画は客観的な根拠により設定されており，免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。

(イ) 漁業所得の向上

- ・生産物の衛生管理や付加価値向上等，具体的な取組が検討されており，実現が可能であると見込めるか。

(ウ) 就業機会の確保

- ・従事者の雇用計画において，地域における就業機会の向上に寄与していると見込めるか。